

# VI 参考資料

## 1. 策定体制

### (1) 策定期間

平成27年度～平成28年度

### (2) 体制図

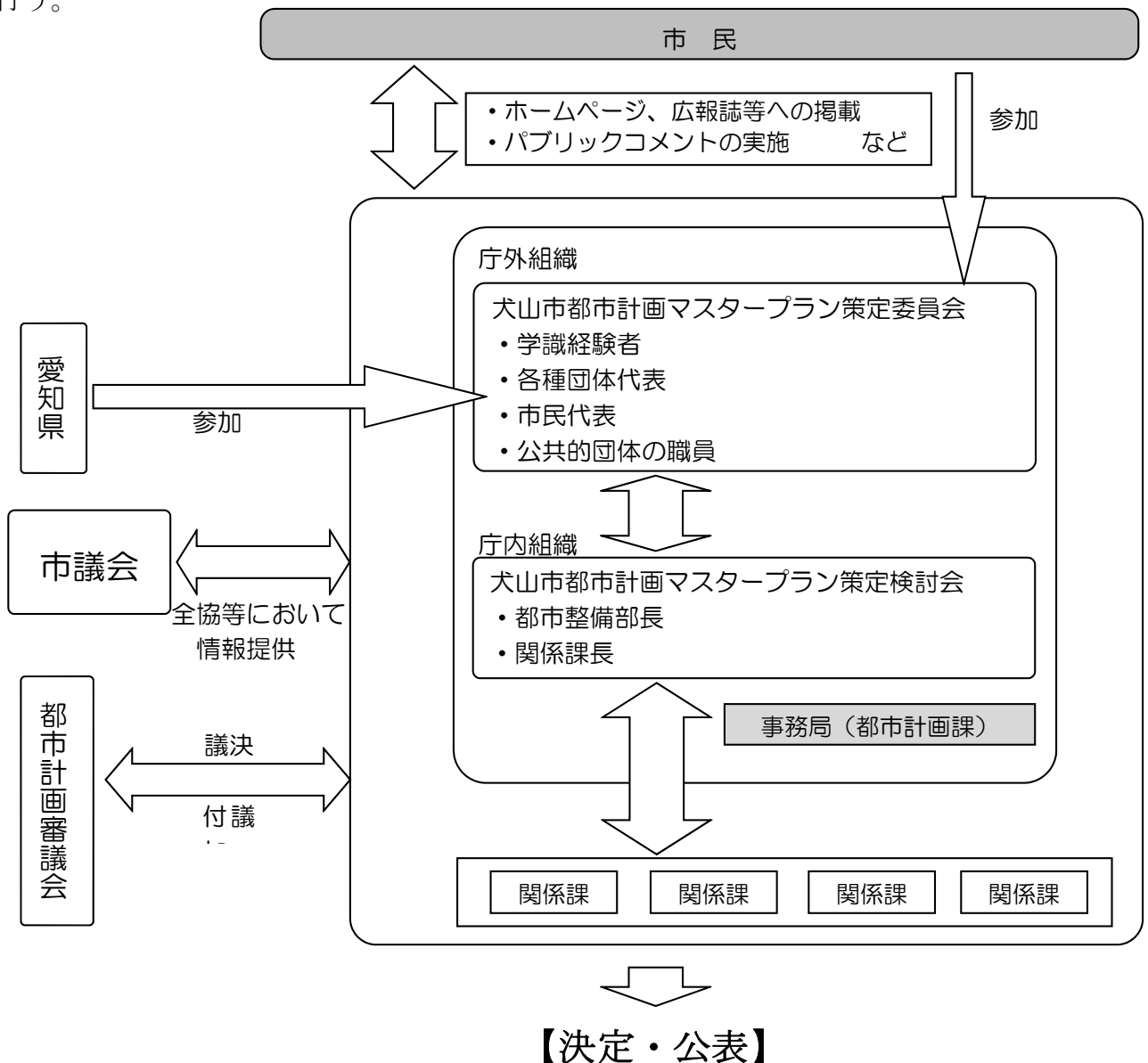
本計画策定における最上位の組織として犬山市都市計画マスタープラン策定委員会を、庁内におけるワーキンググループとして策定検討会を設置して策定。

#### 【策定委員会】

学識経験者や各種団体代表、市民代表、公共的団体等により構成され、計画内容について協議・調整し、都市計画審議会に諮る計画案の作成を行う。

#### 【策定検討会】

庁内の関係課等職員から構成され、計画案を検討・調整し、策定委員会へ提案を行う。



(3) 策定委員会

犬山市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に基づき平成23年3月に策定された犬山市都市計画マスタープランの中間見直しに関し、専門的かつ多角的な視点から検討及び審議を行うため設置する犬山市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び審議を行うものとする。

- (1) 都市整備の方針に関する事項
- (2) 将来都市像に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 優れた識見を有する者
- (2) 各種団体の代表
- (3) 市民を代表する者
- (4) 公共的団体等の役員又は職員
- (5) 前各号に定める者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から犬山市都市計画マスタープランの中間見直しが終了する日までとする。

4 委員会に、会長及び副会長を置く。

5 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

6 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者から出席を求め、又は説明若しくは意見を求めることができる。

## (検討会)

第5条 委員会は、第2条各号に掲げる事項に関し調査及び研究を行うため、犬山市都市計画マスタープラン策定検討会（以下「検討会」という。）を置くことができる。

- 2 検討会は、市長が定める者をもって組織する。
- 3 検討会に委員長及び委員長代理を置く。
- 4 委員長は都市整備部長、委員長代理は都市計画課長をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理し、検討会の会議の議長となる。
- 6 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときはその職務を代理する。
- 7 検討会には、特別な事項についての調査及び研究を行うための専門部会を置くことができる。

## (事務局)

第6条 委員会の事務局は、都市整備部都市計画課に置く。

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年9月29日から施行する。

## (この要綱の失効)

- 2 この要綱は、中間見直しされた犬山市都市計画マスタープランを公表した日の翌日にその効力を失う。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

VI 参考資料

■犬山市都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿

(敬称略)

区分	機関・団体等	氏名	備考
学識経験者	岐阜大学 名誉教授	竹内 伝史	〔会長〕
	大同大学工学部建築学科 教授	嶋田 喜昭	〔副会長〕
	岐阜大学工学部社会基盤工学科 准教授	出村 嘉史	
各種団体代表	犬山商工会議所	原 好恵	〔推薦〕
	愛知北農業協同組合	武内 皖示	〔推薦〕
	犬山市建築設計事務所協会	長瀬 昌治	〔推薦〕
市民代表	犬山地区町会長会	脇田 清	〔推薦〕
	城東地区町会長会	日比野 勝	〔推薦〕
	羽黒地区町会長会	平田 良三	〔推薦〕
	楽田地区町会長会	富永 久之	〔推薦〕
	池野地区町会長会	寺澤 英治	〔推薦〕
	高齢者世代代表	飯田 榮子	〔推薦〕
	子育て世代代表	中島 美佐子	〔推薦〕
	若者世代代表	櫻井 雄大	〔推薦〕
公共の団体	愛知県建設部都市計画課	横山 甲太郎	
	愛知県一宮建設事務所 企画調整監	林 由紀夫 杉浦 政晴	平成27年度 平成28年度

## ■犬山市都市計画マスタープラン策定検討会 委員名簿

(敬称略)

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	所属・役職	氏 名	所属・役職	氏 名
委員長	都市整備部長	鈴木 茂樹	都市整備部長	鈴木 茂樹
委員長代理	都市計画建築課長	江口 俊也	都市計画課長	光清 毅
委員	秘書企画課長	松田 昇平	企画広報課長	松田 昇平
	財政課長	鈴木 良元	経営改善課長	鈴木 良元
	福祉課長	松澤 晶子	福祉課長	松澤 晶子
	子ども未来課長	間宮 宏昌	子ども未来課長	間宮 宏昌
	長寿社会課長	長瀬 尚美	長寿社会課長	長瀬 尚美
	建設課長	納堂 基宏	整備課長	納堂 基宏
	道路維持課長	稲垣 真由美	土木管理課長	稲垣 真由美
	商工企業振興課長	永井 恵三	産業課長	永井 恵三
	農林治水課長	高木 衛	観光交流課長	中村 浩三
	公園緑地課長	大黒 澄子	環境課長	高木 衛
	防災安全課長	三輪 雅仁	地域安全課長	田中 豊明
	下水道課長	森川 圭二	下水道課長	森川 圭二
	消防本部 庶務課長	大澤 満	消防総務課長	水野 明雄
	学校教育課長	武藤 裕一朗	学校教育課長	武藤 裕一朗
	社会教育課長	上原 敬正	文化スポーツ課長	上原 敬正
歴史まちづくり課長	中村 達司	歴史まちづくり課長	中村 達司	

## ■事務局 名簿

所 属	役職	氏 名	
		平成 27 年度	平成 28 年度
都市整備部 都市計画課 (平成 27 年度は都市計画建築課)	課長	江口 俊也	光清 毅
	主幹	飯吉 勝巳	神谷 浩治
	課長補佐	高木 誠太	高木 誠太
	統括主査	伊藤 修	伊藤 修
	主査	川村 和哉	川村 和哉
	主事	駒田 優子	駒田 優子

協力機関：株式会社国際開発コンサルタンツ 名古屋支店

## 2. 策定過程

## (1) 策定委員会

	開催日・場所	議題	参加 人数
第1回	平成27年11月26日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープラン見直しの目的とスケジュールについて</li> <li>・現行都市計画マスタープランの概要について</li> <li>・現行都市計画マスタープランの進捗状況について</li> <li>・犬山市の人口動態について</li> </ul>	委員 13名
	犬山市役所4階 401会議室		事務局 8名
第2回	平成28年1月22日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上半期の実績把握と評価</li> <li>・犬山市の都市構造上の課題</li> <li>・将来見通しと都市構造上の課題整理</li> <li>・今後のまちづくりの課題の総括</li> </ul>	委員 15名
	犬山市役所4階 401会議室		事務局 8名
第3回	平成28年3月4日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念、将来像の検証</li> <li>・都市づくりの目標検討</li> <li>・将来都市構造の検討</li> </ul>	委員 13名
	犬山市役所2階 205会議室		事務局 8名
第4回	平成28年7月15日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直しの基本的方向性について</li> <li>・都市づくりの目標について</li> <li>・都市づくりの方針について</li> </ul>	委員 16名
	犬山市役所4階 401会議室		事務局 9名
第5回	平成28年11月2日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直しの基本的方向性</li> <li>・都市づくりの目標</li> <li>・都市づくりの方針</li> <li>・地域別構想</li> </ul>	委員 13名
	犬山市役所4階 401会議室		事務局 7名
第6回	平成29年1月20日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬山市都市計画マスタープラン中間見直し案について</li> </ul>	委員 14名
	犬山市役所2階 205会議室		事務局 7名
第7回	平成29年2月23日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬山市都市計画マスタープラン中間見直し案について</li> <li>・パブリックコメントの結果について</li> </ul>	委員 12名
	犬山市役所2階 205会議室		事務局 7名

## (2) 策定検討会

	開催日・場所	議題	参加人数
第1回	平成27年11月20日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープラン見直しの目的とスケジュールについて</li> <li>・現行都市計画マスタープランの概要について</li> <li>・現行都市計画マスタープランの進捗状況について</li> <li>・犬山市の人口動態について</li> </ul>	委員 16名
	犬山市役所2階 204会議室		事務局 8名
第2回	平成28年1月12日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上半期の実績把握と評価</li> <li>・犬山市の都市構造上の課題</li> <li>・将来見通しと都市構造上の課題整理</li> <li>・今後のまちづくりの課題の総括</li> </ul>	委員 16名
	犬山市役所2階 203会議室		事務局 7名
第3回	平成28年2月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念、将来像の検討</li> <li>・都市づくりの目標の検討</li> <li>・将来都市構造の検討</li> </ul>	委員 15名
	犬山市役所2階 203会議室		事務局 7名
第4回	平成28年6月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直しの基本的方向性について</li> <li>・都市づくりの目標について</li> <li>・都市づくりの方針について</li> </ul>	委員 15名
	犬山市役所2階 204会議室		事務局 7名
第5回	平成28年10月24日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直しの基本的方向性</li> <li>・都市づくりの目標</li> <li>・都市づくりの方針</li> <li>・地域別構想</li> </ul>	委員 13名
	犬山市役所2階 205会議室		事務局 7名
第6回	平成29年1月6日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬山市都市計画マスタープラン中間見直し案について</li> </ul>	委員 13名
	犬山市役所2階 203会議室		事務局 7名

### 3. パブリックコメント結果

#### (1) パブリックコメント実施方法

犬山市パブリックコメント手続き実施要綱に基づき、下記の方法により、パブリックコメントを実施した。

1 意見募集の対象

「都市計画マスタープラン中間見直し（案）」

2 募集期間

平成 29 年 1 月 30 日（月曜日）～平成 29 年 2 月 20 日（月曜日）

3 パブリックコメント実施周知方法

- ・市ホームページに掲載
- ・市広報に掲載

4 案の掲載（閲覧）場所

- ・犬山市役所本庁舎 1 階市民プラザ
- ・都市計画課窓口（市役所本庁舎 2 階）
- ・各出張所
- ・犬山市ホームページ

5 意見の提出方法

(1) 電子メールの場合

080100@city.inuyama.lg.jp へ送付。

(2) ファックスの場合

fax：0568-44-0366（都市計画課）へ送付。

(3) 郵送の場合

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑 36 番地 犬山市都市計画課 へ送付。

(4) 窓口へ提出の場合

犬山市役所都市計画課もしくは各出張所へ直接提出。

6 意見の取扱い

寄せられた意見については、後日、市の考え方を示して、市のホームページ等で公表。その際、住所、氏名などの個人情報を除いて、意見の内容を公表。意見への個別の回答は行わない。



## (2) 提出された意見の概要と市の考え方

### 【1】

<p>○いただいた意見</p> <p>今回提示されたマスタープランを要約すると、「五郎丸の開発によって、一つは人口目標を達成しよう、二つには自主財源を確保しよう」ということであろう。犬山が将来にわたって都市機能を維持しつつ成長発展し続けるための不可欠のプランであるといえるものであり、その方向性を支持する。</p>
<p>◆市の考え方について</p> <p>ご意見いただきましたとおり、犬山市が将来にわたって都市機能を維持しつつ成長発展し続けることは重要であります。そのため、今回の中間見直しでは、第5次犬山市総合計画の改訂や、少子高齢化社会が進む中で国の都市計画施策に関する新たな制度が創設されたことなどを踏まえ、公共交通を活かした生活の拠点の形成や、市民生活を支える新たな都市拠点の形成、市民と来訪者の交流を促進する交流エリアの形成などの位置づけを新たに行っております。</p>

### 【2】

<p>○いただいた意見</p> <p><u>とにかく早く具体化する必要がある。</u></p> <p>小牧市や春日井市では、すでに名鉄小牧線沿線開発の目途（注）をつけつつあり、犬山が遅れば遅れるほど犬山の人口減少に拍車がかかってしまう。後から取り戻すためには、小牧や春日井の何倍もの力が必要になり、犬山の体力では勝負にならない。スピーディーに対処する必要がある。</p> <p>（注）春日井西部土地区画整理組合が発足、田県神社駅前の整備などにより、駅周辺の基盤整備が進んでいる</p>
<p>◆市の考え方について</p> <p>都市計画マスタープランでは目指すべき将来の姿や都市づくり・都市計画の基本的な考え方を示すもので、都市計画マスタープランの基本的な考え方に基づき事業が検討されます。事業の検討、実施にあたりましては、適切かつ効果的となるようスピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。</p>

【3】

○いただいた意見

特色のある開発でなければならない。

転入者への補助金、子供医療費の無料化・・・どこかがやれば、ウチもやる。こういった類の人口誘導の施策は、1年もたてば何処の市町村も追随するため、結局、体力＝財政力のある地公体だけが人口を引き付けていく。

しかし、五郎丸地区で、特色ある開発が行われれば他の地公体は絶対に追随できず、将来にわたって犬山の優位性を発揮し続けることができよう。五郎丸駅復活はその最有力のもので改めて後述する。それ以外に他の追随を許さない特色をいかに求めるか。首都圏で比較的最近開発された「つくばエクスプレス柏の葉キャンパス駅」での学研施設や商業施設が周辺住宅とすんなり共存している様など参考になると思う(もちろん規模が全く違う)。急ぎ知恵を出さねばならない。

五郎丸駅の復活と五郎丸開発とは一体不可分のものである

前に、特色ある開発＝駅復活と書いたが、小牧線沿線各駅と比べて他の追随を許さない特色は、国道41号線や前原線との結節点であること。さらにまた、15分以内に3つの高速道路インターチェンジを利用できるという、全国を見回しても貴重な交通の要衝であること。こうした特色を生かすため、開発にあたっては、駅前広場や駐車施設などに万全の意を用いて(しっかりスペースをとって)、優位性を存分に確立すべきである。また、市民文化会館や体育館の利用者への利便提供を忘れてはならない。

一方、市の見直し案では、「駅の可能性を検討する」と、慎重で内向きな言い回しをされているが、「駅復活と同時進行で開発を進めます」くらいのことを言わないと、国や県・名鉄などの外部機関は協議のテーブルに着くことさえおぼつかず、とてもものことで折衝などできないのではなかろうか。東海市に新駅開設が決定されているが、これも、周辺での区画整理事業として市民病院を誘致新設することに合わせたもので、駅の開設＝周辺の開発の構図であることを明記すべきと考える。

◆市の考え方について

ご意見にもありますとおり、五郎丸地区は自動車交通の利便性に優れており、市内を走るコミュニティバスの集束点となっているほか、多くの商業施設の集積や総合病院も位置しております。また、近接した地区には市民文化会館や体育館などの公共施設も集積しています。こうした立地条件、土地利用条件から、今回の中間見直しでは橋爪・五郎丸地区について、総合病院や商業施設等の既存ストックを活かした公共交通を軸とした地区拠点としての位置づけ、市民の活力や産業の活性化に繋がる新たな都市拠点としての位置付け、市民と来訪者の交流を促進する交流エリアとしての位置づけを行っています。

都市計画マスタープランは目指すべき将来の姿や都市づくり・基本的な考え方を示すものであることから、具体的な事業内容等については今後、検討していくこととなります。ご意見いただいております特色のある開発や、五郎丸駅及び五郎丸駅周辺の施設整備についても、その必要性も含め、各種法規制や手法等について検討を進めることとなりますので、その際に貴重なご意見として参考とさせていただきます。

## 【4】

## ○いただいた意見

どんな商業施設を構成するのか？

非常に難しいテーマである。オーバーストアの中で、本年2月にはイトーヨーカ堂が撤退する。そんな犬山に大手GMSは興味を示すか。ユニーはその昔に撤退しており、残るはイオンのみ。地元では、その名前は出たり消えたり。誘致するとすればいかなる規模で。それとも、全く違った商業開発をするのか。新しい業態開発にチャレンジするディベロッパーはいるのか。あてはあるのか。これらの答えがないと土地の用途指定もままならない。それによって、開発面積も決まってくる。

見直し案の図(p41)を見ると、小牧線東で県道前原線から北と都市計画道路西に囲まれた一帯を、調整区域から外し開発エリアに編入することが想定されているが、果たして、このエリア設定が適正かどうかは、これらの商業施設や周辺施設をいかなる規模で行うのか、そのコストをいかに賄うのかなどの検証を経て判断されるべきで、現在の時点で固定的に線引きすることは妥当とは言えない。また、体育館や市民文化会館などとの連携の在り方まで念頭に置いて開発エリアを設定すべきではなかろうか。

参考までに、イオンの店舗敷地の情報を並べておいた

店名	土地面積(m <sup>2</sup> )	駐車場台数(台)
各務原	145,822	5000
名古屋茶屋	233,144	4100
常滑りんくう	233,723	4200
木更津	283,500	4000
長久手	46,000	2600

## ◆市の考え方について

ご意見いただいておりますエリアにつきましては、「市街化調整区域に関する土地利用方針」(P.40)において、「新たな都市拠点用地」として位置づけを行っており、新たな都市拠点及び交流エリアとして土地の有効利用のあり方や誘導方法を検討するとしており、商業開発や規模などを決定しているものではありません。

いただきました意見につきましてはその検討を進める際に貴重なご意見として参考とさせていただきます。

## 【5】

## ○いただいた意見

プランの実施スケジュールを明確にし、確実に実行しなければならない。

五郎丸の中下地区では、昨年4月2日に半世紀ぶりに用途指定の変更が実現した。関係者のご尽力に感謝している。しかし、なぜ、暫定用途のまま50年近い年月を要したのか。そして、今でも、①市道の位置が特定できず②雨排水の処理をどうすればよいのかなどなど、開発どころか、その前段で踏みとどまったまま手つかずの状態、それ以前とほぼ同じ風景が広がっている。この間、生産緑地以外の田畑の相続税や固定資産税は市街化区域並みの税が徴されており。財政への貢献度からすれば、大きな感謝状が頂戴できると思う。今回の見直し案には「市街地の整備の促進」とのみ掲げられ、いつになったら整備が完了するのやらサッパリわかりません。

五郎丸には、さらに、「五郎丸橋爪地区計画地域」があります。ここも、全く同じ状況です。

なぜ、時間だけが経過し誰もチェックもしないと、ということが続いてしまうのでしょうか。答えは、簡単、時間軸タイムリミットがないことです。期限がないから予算・財政の裏付けが曖昧な状態でいつまでもずるずると行ってしまう。PDCAサイクルが回らない。結果として、行政の計画は言葉の遊びになってしまうのです。

計画づくりとは、5W1Hを明らかにすること。今回の見直しマスタープランは、5W1Hを明示し公表することで、確実に実行しきってほしい。それこそ、犬山は将来にわたって力強く歩んでいくことができる。実行なければ消滅する地方都市が現実のものになってしまう。

## ◆市の考え方について

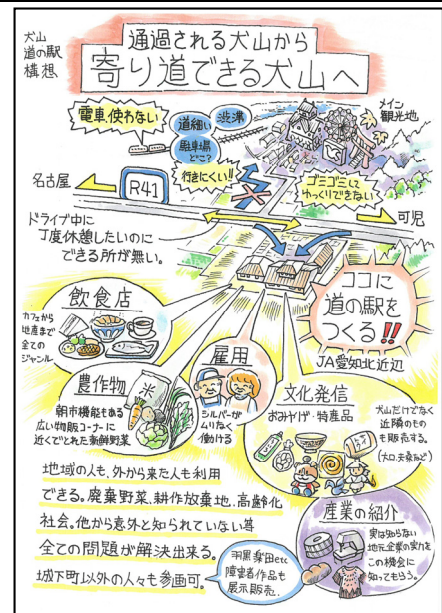
都市計画マスタープランは目指すべき将来の姿や都市づくり・基本的な考え方を示すものであることから、具体的な事業内容等については今後、検討していくこととなります。その検討を進めていく中で、事業内容と共に事業費やタイムスケジュールなどが判明、決定されていくものと考えております。

## 【6】

## ○いただいた意見

都市計画マスタープランの中間見直し案について

- 全地区の環境整備も重要ですが、先ずやらなくてはいけないこと、それは「観光都市犬山」の他へのアピールと、「観光」という事業に城下町以外の人々も参画し、市全体が生き生きすることではないかと思われる。
- それによって出た収入で他のいろいろなことが整備できる。
- 五郎丸あたりに計画している施設は、「道の駅」にすべきである。実質、尾張地区全体はどうあっても車社会であり、車で気軽に立ち寄ることができなければ人は来ない。また、飲食の無い所にも人は来ない。城下町や、今の観光施設は敷居が高く、「旅行」というハードルの高いものである。そうではなくて「ちょっと寄っていきける」「バスツアーの休憩場所になる」レベルのものが必要であり、地域の人々もコミュニティバスや家族に乗せてもらってやって来ます。
- 入鹿池がダメなのは、駐車場が全てワカサギつり屋の敷地で、自由に車が止められない所。先ずは車で寄れて、トイレ・食事・買い物を気軽に出来る所を作りましょう。



## ◆市の考え方について

橋爪・五郎丸地区は自動車交通の利便性に優れており、市内を走るコミュニティバスの集束点となっているほか、多くの商業施設の集積や総合病院も位置しております。また、近接した地区には市民文化会館や体育館などの公共施設も集積しています。こうした立地条件、土地利用条件から、今回の中間見直しでは総合病院や商業施設等の既存ストックを活かした公共交通を軸とした地区拠点としての位置づけ、市民の活力や産業の活性化に繋がる新たな都市拠点としての位置付け、市民と来訪者の交流を促進する交流エリアとしての位置づけを行っています。

今後、土地の有効利用のあり方や誘導方法を検討するとしておりますので、提案いただきました道の駅の整備についても今後検討していきたいと考えています。

## VI 参考資料

### 【7】

#### ○いただいた意見

福祉会館（福祉サービス）が犬山の全体の中心地に必要です。古い建物です。

犬山中央病院近くに建て替えてほしい。

駐車場も狭い！

五郎丸地区の交通の良い所へ！

#### ◆市の考え方について

都市計画マスタープランにおいて福祉会館についてはあり方の検討を行うとしております。また、五郎丸地区についても都市拠点として今後どのような施設が必要か検討をしていくこととしております。いただきました意見につきましては、その検討を進める際に貴重なご意見として参考とさせていただきます。

### 【8】

#### ○いただいた意見

#### 長期展望のなかの中期都市計画、周辺地域の中の犬山市都市計画を

超長期先（50年、100年先）を見据えた犬山市域らしい姿（ビジョン）を共有したうえで、総合計画、都市計画の骨格・イメージ図を描き切っていく。市区町村行政区域境界線から先へのつながりがわかる地図（白地図でも可）で図画化する。

鉄道路線、道路地図（県道計画路線）、都市計画路線、河川用水流路地図（愛知用水、濃尾用水灌漑用水、入鹿用水幹線路）、電力高圧線ならびに国定公園区域、国有林域、県有林域、などなどを重ねた地図で論ずる。たとえば尾張パークウェイ、富岡荒井線都市計画路線が省略されたり、判別しにくい。隣接地町村へのつながりが無い産業活動や生活行動があるわけがない。（行政機構・市役所の業務分掌、職務区分などは、犬山市都市計画を論ずる土俵ではない）

#### ◆市の考え方について

ご意見いただきましたとおり、都市計画を考えるにあたっては長期展望を見据えた上で、市内各地域における現状や課題を分析し、広域的な見地からの考え方を取り入れた上で計画しなければならないと考えております。今回の犬山市都市計画マスタープランの中間見直しでは平成34年度を目標として、まちづくりの総合的な長期計画である総合計画や、愛知県が広域的な見地から策定する都市計画区域マスタープランを踏まえ、その他関連計画との調整を図りながら策定をおこなっています。

## 【9】

## ○いただいた意見

犬山城下に大規模駐車場“内田パーク”を

30～50年先の国際観光文化都市犬山市を見据えて基本設計する。

旧名証グラウンド区域に、1,000台単位規模の駐車場+1,000名規模の国際会議場+大小学習講義室+飲食+広域避難場所の複合施設。福岡ドーム風の複合施設。高さは針綱神社より低く。東から尾張パークウェイ官林から地上+高架橋で。西へは新郷瀬川の川底をくぐって西谷をへてR41、R21号へ経路を確保。日本の技術力なら工事可能。やれない理由、やらない説明を論ずるより、100年先に世界の犬山になるために、基盤整備を進めることを論じたい。カネは新体育館に50億円規模の事業をなした犬山です。オール日本で取り組みましょう。

## ◆市の考え方について

現在、旧名証グラウンドにおいては、地域の抱える課題や現状を踏まえ、地域住民との意見を交えながら、防災公園、多目的広場、観光駐車場等の整備事業を総合的に進めております。

また、周辺の都市計画道路については広域的なネットワークである成田富士入鹿線の整備が進んでいない状況ですので、まずはこういった事業の進捗を図ることが重要と考えております。

## 【10】

## ○いただいた意見

名鉄小牧線の複線化大懸神社～明治村～リトルワールド～モンキーパーク～犬山城下町の循環・周遊バス路線犬山市域+周辺町村コミバスの相互乗り入れ、循環・周回地域バスの運行路線道路基盤の新設・整備を支える基盤インフラづくり

名古屋鉄道㈱と百年構想を協議する。実現実行計画を立案する。

交通基盤、滞在型の周遊+体験学習の観光交流外来者を誘致する政策をインフラで支える。観光客も住民も、デマンドバス、デマンドタクシー並みに利用出来る道路網新設整備を。

## ◆市の考え方について

ご意見いただきましたとおり、公共交通については更なる充実を図ることが必要であると考えております。都市計画マスタープランでも「公共交通等の整備方針」(P.44)において、関係機関へ要望を行い、名鉄小牧線全線複線化を促進するとしております。また、バス、鉄道、タクシー等を含めた総合的な公共交通ネットワークの形成を図るとしております。

いただきました意見につきましては、今後の公共交通網を検討する際に貴重なご意見として参考とさせていただきます。

## VI 参考資料

### 【11】

#### ○いただいた意見

##### 富岡荒井線など都市計画道路は早く完成させ、犬山市の先まで開通させる

現状では水を出せない水道管の部分敷設のようで、使い物にならない。車輛が往来できてこそ、都市計画道路インフラ。

#### ◆市の考え方について

ご意見いただきましたとおり、未整備となっている都市計画道路の整備を進めることが公共交通ネットワークを構築する上で重要であると考えております。特に富岡荒井線については市を南北に縦断する地区幹線道路として整備を促進してまいります。

一方、都市計画道路の未整備区間のうち、社会状況等の変化から都市計画の見直しが想定される区間についてはその機能を検証した上で、必要に応じ見直しを検討するとしております。

### 【12】

#### ○いただいた意見

##### 三世代同居・近居のライフスタイルを誘導する市街化区域の充実政策を

土地利用方針計画（図）域内の優遇措置・制約措置などメリハリを付ける。都市計画税の歳入歳出明細、歴年の都市計画税あればこそその市街化区域の実績実績・負担者への見返りを開示する。三世代同居の暮らしが、地域で育てる教育・しつけになる。看病・介助・介護を支える。

#### ◆市の考え方について

都市計画マスタープランの市街化区域の土地利用方針図（P.39）では、土地利用区分ごとの方針を定めることにより、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成を図るとしております。また、都市計画マスタープランに記載はありませんが、市では定住促進の観点から「ふるさと・働いて定住促進サポート事業」として同居・近居の支援を行っております。



## 4. 用語説明

### 【あ行】

#### アクセス利便性

目的地への到達のしやすさ。

#### 移動率

都市の総人口のうち、ある1年間に他市町村からの転入や他市村への転出など移動のあった人口の割合をさし、将来の人口を推計する際に使用する。

#### 雨水の流出量

地表に降った雨、雪の水が下水道や河川に流れ込む水量。一時間あたりの水量や単位面積あたりの水量などを用いて河川改修や下水道整備にあたっての指標として用いる。

#### 雨水浸透阻害行為

宅地等にするための土地の区画形質の変更、土地の舗装、排水施設を伴うゴルフ場等の設置、ローラー等による土地の締め固めなど、雨水が土中に浸透を妨げる恐れがある行為。

#### エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

#### NPO団体

非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民等の団体。

#### 屋上緑化

建物などの屋上を樹木、草花で緑化し、太陽熱による地表の温度上昇を緩和する対策。

### 【か行】

#### 街区公園

都市公園のひとつで、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とした公園。

#### 外構緑化

建物などの敷地を囲う垣、柵などを樹木、草花で緑化し、太陽熱による地表の温度上昇を緩和したり、緑の豊かな景観を形成する対策。

#### 環境共生

地球環境を保護する観点から、エネルギー・資源、廃棄物などの面で十分に配慮がなされ、周辺の自然環境と調和した社会を形成していく考え方。（「環境負荷」参照）

#### 環境負荷

地球環境の正常な維持に負担を与えるマイナスの影響。人的要因によるものと自然発生的な要因によるものがあり、本計画では、主として都市化に伴い人的に発生するもの（廃棄物、公害、土地開発、干拓、人口増加など）をさす。

#### 幹線道路

都市の骨格を形成し、都市内の主要な交通発生源を相互に結び、大量の交通を効率的に処理する機能を担う道路。

## VI 参考資料

---

### 気候変動問題

気温、降水量、雲などの長期的な変化を「気候変動」といい、特に環境問題において、地球の表面温度が長期的に上昇する現象、すなわち地球温暖化とその影響をさす。

### キス&ライド

鉄道を利用する場合に駅まで自家用車で送迎してもらう方法。

### 既存ストック

本計画では、これまでに整備された都市基盤、建築物等の蓄積をさす。

### 狭あい道路

緊急車両の通行や防災上支障となる、幅員が4 mに満たない狭い道路。

### 供給処理施設等

本計画では、都市計画法第11条第1項第3号に掲げる水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設または処理施設、及び同条同項第7号に掲げる市場、と畜場、火葬場等をさす。

### 近隣公園

都市公園のひとつで、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とした公園。

### 区画街路

宅地へのサービスを目的とした道路で、宅地に接して配置されることにより宅地の区画を形成し、宅地から発生する交通を幹線道路に誘導する機能を有する道路。

### 景観計画

景観法に基づいて、市町村等の自治体が都市の景観保全のために定める計画で、建物のデザインや壁面の位置、色の規制などを盛り込んだもの。本市においては市域全域が景観計画の対象となる。

### 景観重要建造物や景観重要樹木

景観計画を定めた区域内にあって、良好な景観の形成に重要な建造物や樹木であり、市など、景観計画を定める行政団体の長（本市の場合市長）が指定したもの。

### 景観条例

景観計画で定めた建物のデザインや壁面の位置、色の規制などについて、自治体が条例として定めるもので、場合により罰則規定などを設ける場合がある。

### 減災化

災害時において発生し得る被害をできるだけ少なくすること。「防災」が、被害を出さないことを目指すのに対し、「減災」は、あらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を最小限に食い止める考え方である。

### 公共用水域

水質汚濁防止法によって定められる、公共の利用のための水域や水路であり、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路。ただし、下水道は除く。

### 【さ行】

#### 修景

建築物や公共施設の形態・意匠・色彩を周囲の自然環境や町並みに調和させること。

**出生率**

一定人口に対するその年の出生数の割合をいい、例えば人口1000人あたり、年間の出生数などで表す。

**省エネルギー型機器**

消費電力が低い電気器具や燃費のいい自動車など、エネルギー消費が少なく地球環境にやさしい機械、器具など。

**新エネルギー**

「再生可能エネルギー」ともいい、太陽光や太陽熱、地熱、水力など自然にあるエネルギーを利用することで持続的な利用を可能となるもの。

**人口集中地区**

国勢調査において設定される統計上の地区であり、市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上の地区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。都市において人口が特に集中している範囲を示す。

**人口の数値目標（フレーム）**

本計画では、目標年次に目指す将来人口をさす。

**親水空間**

海岸、河川、池等で、人間が水辺に接することができる空間のこと。自然の水辺の他、特に水辺に安全に接することができるように護岸整備をしたものや、人工的に形成したせせらぎなども含まれる。

**生活排水**

炊事や洗濯など一般的な人間の生活に伴って生じ、屋外の水路、河川などに排出される水。

**生活利便施設**

本計画では、市民の日常生活を支える上で必要な施設で、郵便局や銀行、日常的な商品を扱う店舗（コンビニや食品スーパー）、医療・福祉施設等をさす。

**生産緑地**

生産緑地法に基づき、市街化区域内の土地のうち、面積や営農状況など一定の要件を満たす土地の指定制度（生産緑地地区制度）に沿って、自治体より指定された区域。一定期間農地以外への転用は規制されるとともに、固定資産税が農地として課税される。

**生態系**

食物連鎖、気象、土壌、地形などの環境も含めて、自然界の動植物が互いに関連を持ちながら安定が保たれている状態をいう。

**セットバック**

都市計画区域内で建築物を建てる場合、建築基準法上の制限に基づき道路の幅員を確保するため後退して建築すること。

**【た行】****多自然川づくり**

河川が本来有している生物の生息環境や多様な景観を保全・創出し、治水・利水機能と環境機能を両立させた河川の管理や改修であり、コンクリートの直壁のような護岸から、傾斜がゆるやかで自然石を用いた護岸としたり、現場周辺の植物を残した河川とするなどの方策がとられる。

## VI 参考資料

---

### 地域高規格道路

高規格幹線道路（全国的な自動車交通網を形成する自動車専用道路）を補完し、地域相互の連携交流や空港・港湾等の広域交通拠点等と連結し、社会交流を支える規格の高い幹線道路。

### 地域コミュニティ

本計画では、一定地域において消費、生産、教育、衛生、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどで住民が相互に関わり合っている地域社会、あるいは町内会、小学校区単位での活動を含め、その様な住民によって構成される集団をさす。

### 地区計画

地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図るために必要事項を定める地区レベルの都市計画。地区の目標将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置や建築物の建て方のルール等を具体的に定める「地区整備計画」で構成され、住民等の意見を反映して、その地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めることができる。

### 地区公園

都市公園のひとつで、主として地区（3～5の近隣単位が集合した地区）の利用に供することを目的とした公園。

### 地区拠点・準地区拠点・コミュニティ拠点

小学校区の範囲を単位として、その中で暮らす住民の日常的な生活を支える商業機能や集会所機能などが集積する拠点。「地区拠点」は、本市の主要駅である犬山、羽黒、楽田の3駅周辺と、多くの市民が利用する総合病院、商業施設が立地しコミュニティバスの集束点となる橋爪・五郎丸地区。「準地区拠点」は、その他鉄道駅周辺及び郊外部での大規模住宅団地や市街化調整区域の大規模集落とする。また、「コミュニティ拠点」は市街化調整区域における里山集落におけるもの。（各拠点の人口の規模や備えるべき機能については別表1参照）

### 中心市街地

本計画では、商業機能をはじめ多様な都市機能が集積し、まちの中心となる地区をさす。

### 長寿命化計画

道路、鉄道、上下水道、公園、学校等の、都市生活基盤となる公共施設について、老朽化に対応しながら寿命の長い施設として更新するなど、施設の長期的な維持にあたってできるだけコストを抑えながら質を確保していくための計画。

### 伝統的建造物群保存地区

文化財保護法の規定により、周囲の環境と一体をなして城下町や宿場町などの歴史的な風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いものを中心として市町村が都市計画もしくは条例で定める地区。

### 東海自然歩道

東京都八王子市高尾の「明治の森高尾国定公園」から大阪府箕面市箕面の「明治の森箕面国定公園」までの11都府県約90市町村にまたがる長さ1,697 kmの長距離自然歩道。

### 特殊街路

専ら歩行者、自転車、モノレールなどの自動車以外の交通の用に供することを目的とした道路であり、歩行者専用道路、自転車歩行者専用道路、自転車専用道路、都市モノレール専用道、路面電車などの種類がある。

### 特定都市河川

特定都市河川の流域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定するもの。特定都市河川とは、都市部を流れる河川で、その流域において著しい浸水被害が発生又はそのおそれがあるにもかかわらず、

---

河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難なものうち、国土交通大臣又は都道府県知事が指定するもの。

### 都市運営にかかるコスト

本計画では、都市機能を維持していく上で必要なすべての経費及び時間等をさす。

### 都市機能

都市において生活を営むうえで必要な機能。例えば「居住機能」「工業生産機能」「商業業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」等のほか、「自然機能」や「農業機能」も都市機能に含む。

### 都市基盤施設

道路、鉄道、公園、下水道、河川など、生活や経済活動の基盤を形成する施設に、宅地を加えたものの総称。

### 都市拠点

全市民が利用するような、行政機能をはじめ公共的な施設や商業、飲食、サービス機能等が立地する都市の拠点。（各拠点の人口の規模や備えるべき機能については別表1参照）

### 都市公園の標準誘致距離

公園の適正な配置の目安として、公園の種別ごとに利用する住民の範囲を規定するものであり、都市公園法運用指針では、街区公園半径250m、近隣公園半径500m、地区公園半径1kmが参考として規定されている。

### 都市の低炭素化の促進に関する法律

都市には、地球温暖化の原因となる二酸化炭素CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの主な発生源である建築物が多く立地し、ガソリンを主な燃料とする自動車も多く存在することから、都市機能の集約化、公共交通機関の利用促進、省エネや節電など多面的な施策を講じる必要があるとされている。こうした背景から、都市におけるCO<sub>2</sub>排出量を減らして低炭素都市（CO<sub>2</sub>排出量の少ない都市）を実現することを目的として、2012年9月に公布された法律。

### 都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量等の現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。本市の場合は、市の全部の区域。

### 都市公園

都市計画施設である公園・緑地で、地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園・緑地、又は国が設置する都市計画施設である公園・緑地。

### 都市構造

市街地の形状、住宅地、商業地、工業地など諸機能の配置、鉄道や幹線道路など主要な交通施設の配置、緑地の形態など、都市の骨格となる要素がどのような配置、形態になってその都市を構成しているかを示すもの。

### 都市的低・未利用地

本計画では、道路、鉄道、水面等の公共空間以外で、駐車場、農地等のように、宅地などの都市的土地利用のかたちで有効利用されていない土地をさす。

### 土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき、土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ規定される土砂災害の恐れがある区域。

## VI 参考資料

---

### 土地区画整理事業

公共施設が未整備な地域などにおいて、ある一定の区域を定めて、その区域内のそれぞれの土地から道路や公園などの公共施設用地や事業費に充当することにより、残りの土地の利用価値を高め、健全な市街地を整備すること。

### 【は行】

#### パーク&ライド

鉄道駅やバス停まで自家用車で行き、駅やバス停の周辺の駐車施設に駐車して公共交通に乗り換えて目的地に向かう移動方法。

#### バリアフリー

高齢者、障がい者が社会参加する上での障壁をなくすこと。

#### ビオトープ

自然にある森や林、湖や池のように、いろいろな種類の生き物が、自分の力で生きていくことのできる自然環境を備えた場所。

#### 壁面緑化

建築物などの壁面を樹木や草花で緑化することにより、太陽熱による地表の温度上昇を緩和したり、緑の豊かな景観を形成する対策。

#### 保安林

水源の涵養や土砂流出防止、土砂崩壊防止などの自然災害の防止など、公益的な目的で伐採や開発に制限を加える森林のこと。

#### 防火地域・準防火地域

市街地における火災の危険を防除するため定める地域であり、建築基準法の規定により建物の防火性について定められている。

#### ポケットパーク

街の一角などに設けられる小公園で、一般的には街区公園より小規模なもの。

#### 保水・遊水機能

保水機能とは、防災調整池などにより流域内において雨水を一時的に浸透・貯留する機能のこと。遊水機能とは、河川沿いの田畑等において雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能のこと。

### 【ま行】

#### まちなか居住

本計画では、都市の中心的な商業地の中など、公共交通や買物の便が非常によい場所（まちなか）に住む生活スタイルをさす。

#### まち・ひと・しごと創生法（まち・ひと・しごと総合戦略）

「まち・ひと・しごと創生法」は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、総合的かつ計画的に実施するための法律であり、「まち・ひと・しごと総合戦略」は同法に基づいて市町村が定める施策の基本方針。

#### 町割り

城郭を中心に、武家地、町人地、寺社地で構成される近世城下町を建設する際、町人地に設定された地区に街路を通し、街区を作って街路に面した町の区画を定め、さらに町の中を個々の屋敷地に割ることを〈町割〉と呼ぶ。また町割の結果できあがった形態をも〈町割〉と呼ぶ。

---

### マンホールトイレ

大規模な災害時に下水道管路にあるマンホールの上に簡易なトイレ設備を設け、使用するもの。

### 水と緑のネットワーク

本計画では、都市内の水と緑をつなげることで、快適な都市の環境づくり、防災に役立つ連続した緑づくり、災害時の避難地・避難路の確保、多様な生物の生息・生息地の確保、身近なレクリエーションの場の確保などに寄与するものをさす。

## 【や行】

### 優良田園住宅制度

農山村地域、都市の近郊その他の良好な自然的環境を形成している地域に所在する一戸建ての住宅で、一定の基準（注）を満たすもので、地方の創意工夫を生かし、個性豊かな地域づくりを促進するために、融資や税制面での優遇措置がある。

（注）敷地面積300㎡以上、建ぺい率30%以下、容積率50%以下、3階建以下

### ゆとり居住

本計画では、都市部ではなく、農地や里山等豊かな自然環境に囲まれた郊外部に住む生活スタイルをさす。

### ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計。（デザイン）

### 用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の都市計画の総称。都市活動の機能性、都市生活の安全性、利便性、快適性などの増進を目的に、住宅地、商業地、工業地などの都市の主要な構成要素の配置及び密度について公共施設とのバランスに配慮しながら定められた土地利用の計画をもとに、土地利用の現況や動向を勘案して定められる。

## 【ら行】

### ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

### ライフライン

上下水道、電気、ガス、通信施設をはじめとする都市の基盤となる施設で、住民が日常の生活を営むうえで欠かせないもの。

### ランドマーク

大規模で人の目に触れやすい自然物もしくは人工物で、都市や地区など、その場所を象徴するシンボリックなもの。

### 緑化協定

都市緑地法の第45条に規定される、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定を締結し、地域の良好な環境を確保する制度。

## VI 参考資料

(別表) 拠点の区分

分野	都市拠点	地区拠点	準地区拠点	コミュニティ拠点
圏域人口	約 74,000 人	約 10,000~30,000 人	約 3,000~10,000 人	3,000 人未満
行政サービス	市役所（本庁） 国・県の地方事務所	出張所	（出張所）	（出張所）
商業	ショッピングセンター （10,000 m <sup>2</sup> 以上）	ショッピングセンター、スーパー（3,000~10,000 m <sup>2</sup> ）	スーパー（1,000~3,000 m <sup>2</sup> ）、その他小規模なスーパー、小売店	コンビニ規模の店舗 移動販売
医療	総合病院	その他の病院	診療所	移動診療所
高齢者福祉	福祉センター 保健センター	老人福祉センター 介護施設 老人憩いの家	介護施設 老人憩いの家	（老人憩いの家）
防災安全	消防本部 警察署	消防出張所 消防団 交番	消防団 駐在所	（消防団） （駐在所）
教育	高等学校	高等学校 中学校 小学校 幼稚園	小学校	小学校
子育て	子育て支援センター 中央児童館	児童センター 子ども未来園・保育園	児童センター 子ども未来園・保育園	（子ども未来園）
郵便	中央郵便局	特定郵便局	簡易郵便局	（簡易郵便局）
金融	都銀	地銀、信金、JA等	—	—
交流文化	市民会館 図書館 体育館	図書館分室 公民館 学習等供用施設	公民館 学習等供用施設	集会所
交通	鉄道 路線バス（高頻度） コミュニティバス	鉄道 路線バス（高頻度） コミュニティバス	鉄道 路線バス（低頻度） コミュニティバス	路線バス（低頻度） コミュニティバス